

「写」

年企発 1 2 1 3 第 3 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日

地方厚生(支)局保険年金(年金)課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

厚生年金基金の平成 2 3 年度予算編成について

平成 2 3 年度の厚生年金基金の予算編成については、別紙のとおり要領を定めたので、貴管下の厚生年金基金の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

「写」

別紙

厚生年金基金の平成23年度予算編成に関する予算書作成要領

第1 一般事項

- 1 厚生年金基金（以下「基金」という。）の予算は、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）」（以下「手続通知」という。）の第4によるほか、この要領によって作成すること。
- 2 予算は、基金の事業計画に基づいて作成されるものであり、予算に計上する額は、実績を基礎とするほか、昨今の経済情勢下における加入員数の動向等の要素を十分考慮し、合理的な推計によって算定すること。
なお、業務経理に要する費用については、事務処理の合理化を図ることはもとより、その費用の必要性及び緊急性を十分検討し、極力その節減に努め推計すること。
- 3 基金の財政検証は、「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙厚生年金基金財政運営基準（以下「財政運営基準」という。）に基づき行うこととなっているが、予算の年金経理についても当該財政運営基準に基づき作成することに留意すること。
- 4 基金の収入及び支出は、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第37条に規定する事業年度の区分に従い、全てこれを予算に計上すること。
- 5 福祉施設の実施に関する事前協議は、事業開始の2か月前までに行うこと。
- 6 手続通知の別添4の様式第1号から第3号については、次により作成すること。

(1) 予算総則（様式第1号）

収入及び支出の額は、年金経理並びに業務経理業務会計（以下「業務会計」という。）及び業務経理福祉施設会計（以下「福祉施設会計」という。）ごとの予定損益計算書に基づいて計上するものとし、収入には、収益勘定に属する科目（勘定科目の大分類科目の資産評価調整額増加額、給付債務減少額、未償却過去勤務債務増加額、当年度不足金及び不足金を除く。）の合計額を、支出には、費用勘定に属する科目（勘定科目の大分類科目の資産評価調整額減少額、給付債務増加額、未償却過去勤務債務減少額、当年度剰余金及び剰余金を除く。）の合計額をそれぞれ計上すること。

限度額は、業務会計及び福祉施設会計の区分ごとに次の事項を明らかにす

「写」
ること。

ア 事務費

事務費の限度額は、予定損益計算書の費用勘定の人件費（勘定科目の中分類科目の役職員給与、役職員諸手当、旅費、退職手当引当費、代議員報酬補償費、代議員旅費）及び物件費（勘定科目の中分類科目の需用費、会議費、代議員会需用費、代議員会会議費、機械処理経費、基本金へ繰入れ（福祉施設安定化資金及び施設建設積立金への繰入れを除く。）、材料費、福祉施設費、補助金、福祉給付金、諸謝金、雑支出（減価償却費を除く。））の合計額を計上すること。なお、年金経理からの繰入れによって賄われる支出額は含まないこと。

イ 繰入金

繰入金の限度額は、年金経理から業務会計への繰入れ、年金経理から福祉施設会計への繰入れ及び業務会計から福祉施設会計への繰入れに区分して計上すること。

なお、年金経理から業務経理への繰入れにあたっては、財政運営基準等により取り扱うこと。

ウ 借入金

借入金は、業務会計と福祉施設会計とに区分するものとし、それぞれ次により借り入れる額を限度として計上すること。

なお、福祉施設会計においては、短期借入金と長期借入金とに区分して計上すること。

業務会計において借入金を計上する場合は、業務会計の費用の2か月分に相当する額程度を限度とし、当年度内に償還するものであること。

福祉施設会計において、短期借入金を計上する場合は、業務会計に準ずるものとする。

福祉施設を実施するための財源として、長期借入金を予定している場合であって、借入額が確定していない場合は、借入見込額を計上すること。

この場合、借入金の承認申請は、借入額が確定した後に行うこと。

(2) 予定損益計算書及び予定貸借対照表（様式第2号及び第3号）

年金経理並びに業務会計及び福祉施設会計ごとに作成するものとし、年金経理の勘定科目は財政運営基準の別添1 勘定科目説明により、業務会計及び福祉施設会計の勘定科目は「厚生年金基金における決算事務の取扱いについ

「写」

て（平成8年6月27日年発第3323号）」の別紙厚生年金基金決算事務取扱基準の第1等により取り扱うこと。

- 7 予算の届出にあたっては、手続通知の別添4の様式第1号から第3号のほか、「予算概要表（別紙様式）」を添付すること。
- 8 予算総則に計上する金額は、千円単位とし、予定損益計算書及び予定貸借対照表に計上する金額は、年金経理については百万円単位、業務会計及び福祉施設会計は千円単位とし、端数は切り上げること。
- 9 予算を届け出た後に、限度額の超過、給付設計の変更及び福祉施設の実施等により予算に重要な変更を加えた場合には、手続通知の第4及びこの要領に基づいて予算変更関係書類を作成し、厚生労働大臣へ届け出ること。

第2 年金経理

- 1 次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによること。
 - (1) 運用コスト
財政運営基準第3の2の(1)のオに定める運用コストをいう。
 - (2) 基準収益
財政運営基準第3の2の(1)のカに定める基準収益をいう。
 - (3) 時価ベース収益
財政運営基準第3の2の(1)のキに定める時価ベース収益をいう。
 - (4) 時価ベース利回り
財政運営基準第3の2の(1)のコに定める時価ベース利回りをいう。
 - (5) 標準掛金収入
年金経理に属する掛金のうち、特別掛金又は特例掛金以外の掛金による収入をいう。
 - (6) 総収入見込額
次のアとイに掲げる額の合計額からウに掲げる額を控除して得た額をいう。
 - ア 当年度の予定損益計算書における勘定科目（大分類）の掛金等収入、受換金、制度間受換金、脱退一時金相当額受入金、負担金、特別収入及び受入金の合計額
 - イ 流動資産の前年度決算見込額
 - ウ 当年度の予定貸借対照表における勘定科目（大分類）の流動資産の額
 - (7) 総支出見込額

「写」

次のアとイに掲げる額の合計額からウに掲げる額を控除して得た額をいう。

- ア 当年度の予定損益計算書における勘定科目（大分類）の給付費、移換金、制度間移換金、資産管理機関への移換金、離婚分割移換金、拠出金、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料、指定年金数理人費、特別法人税、特別支出及び繰入金の合計額
- イ 流動負債及び支払備金の前年度決算見込額の合計額
- ウ 当年度の予定貸借対照表における勘定科目（大分類）の流動負債及び支払備金の合計額

2 予定損益計算書の各科目の推計額は、次により算出すること。

(1) 年金給付費

当年度中の期間に係る年金給付費の見込額

(2) 一時金給付費

当年度中の期間に係る脱退一時金、死亡一時金及び選択一時金の給付費（他制度等への移換額を除く）の見込額

(3) 移換金

当年度に見込まれる基金を脱退した者について企業年金連合会（以下「連合会」という。）に交付することとなる年金現価相当額（脱退一時金相当額も含む）

(4) 制度間移換金

当年度に見込まれる基金間の給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換並びに他制度への給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換に係る資産の額
（見込むことが困難な場合は0とする。）

(5) 資産管理機関への移換金

当年度に見込まれる確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金の同条第7項第1号ロに規定する資産管理機関に移換する額（脱退一時金相当額を除く）
（見込むことが困難な場合は0とする。）

(6) 離婚分割移換金

第一号改定者及び特定被保険者に係る年金原資で、当該事業年度中に納入告知されると見込まれる額
（見込むことが困難な場合は0とする。）

「写」

(7) 拠出金

連合会が行う厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第159条第4項第1号に規定する老齢年金給付の確保事業（以下「支払保証事業」という。）に必要な拠出金を年金経理から支出する場合の額

(8) 運用報酬等

当年度分の年金信託契約に係る固有の信託報酬及び年金特定信託契約等に係る信託報酬、投資一任契約に係る投資顧問料並びに生命保険契約に係る固有の保険事務費等の額

(9) 業務委託費

次のアからエまでに掲げる額のうち、年金経理から支出する額の合算額

ア 連合会又は指定法人に業務の委託を行う場合の委託費の額。ただし、「年金資産及び年金債務の将来予測に係る費用」については次のウに、また、「運用実績に係る統計の作成に係る費用」については次のエに計上すること。

イ 信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会に業務の委託を行う場合の業務委託報酬の額

ウ 年金資産及び年金債務の将来予測に係る費用

信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会又は指定法人と当該契約を行った場合に要する費用の額

エ 運用実績に係る統計の作成に係る費用

信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会又は指定法人と当該契約を行った場合に要する費用の額

(10) 運用コンサルティング料

運用受託機関の選定、年金給付等積立金の運用方針の策定及び運用評価に関する助言契約を行った場合に要する費用のうち年金経理から支出する額

(11) 年金財政コンサルティング料

信託銀行、生命保険会社及び指定法人と給付設計の変更に関する財政相談等の年金財政に関する助言契約を行った場合に要する費用のうち年金経理から支出する額

(12) 指定年金数理人費

指定年金数理人の確認及び診断・助言を受けるために要する費用のうち年金経理から支出する額

「写」

(13) 機械処理経費等

業務委託可能な業務の一部を当該厚生年金基金自ら行うこととなったものに要する費用のうち年金経理から支出する額

(14) 特別法人税

当年度分として支払うべき特別法人税の額

(15) 不納欠損

徴収すべき債権で徴収不足となった額

(16) 資産評価調整額増加（減少）額

当事業年度末の資産評価調整額から前事業年度末の資産評価調整額を控除して得た額が正のときはその額を資産評価調整額増加額、負の場合はその絶対値を資産評価調整額減少額とする。

(17) 最低責任準備金（継続基準）増加（減少）額

当年度末の最低責任準備金（継続基準）の額が前年度末の最低責任準備金（継続基準）の額より増加（減少）した額とすること。

この場合、前年度末の最低責任準備金（継続基準）は、次のアとイに掲げる額の合計額とし、当年度末の最低責任準備金（継続基準）は、ウとエに掲げる額の合計額とすること。

ア 前々年度末の最低責任準備金（継続基準）の額を厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率で1年間運用した場合の元利合計額

イ 次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除して得た額を厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率で半年間運用した場合の元利合計額

(ア) 免除保険料収入並びに受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金並びに給付現価負担金の前年度決算見込額の合計額

(イ) 代行給付相当額（政府負担金を除く）並びに移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金並びに離婚分割移換金相当額の前年度決算見込額の合計額

ウ 前年度末最低責任準備金（継続基準）の額を厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率で1年間運用した場合の元利合計額

エ 次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除して得た額を厚生年金特別

「写」

会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率で半年間運用した場合の元利合計額

(ア) 当年度に見込まれる免除保険料収入並びに受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金並びに給付現価負担金の額の合計額

(イ) 当年度に見込まれる代行給付相当額（政府負担金を除く）並びに移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金並びに離婚分割移換金相当額の合計額

なお、前年度の厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率については、上半期には年金積立金管理運用独立行政法人における運用結果を、下半期には4.10%を用いて期間按分して算出し（平成22年度は0.55%）、当年度の見込み率については4.10%とすること。

(18) 数理債務増加（減少）額

当年度末の数理債務が前年度末の数理債務より増加（減少）した額とすること。

この場合、前年度末の数理債務は、次のアとイに掲げる額の合計額（原始数理債務）からウに掲げる額（代行部分過去給付現価）を控除した額とし、当年度末の数理債務は、エとオに掲げる額の合計額（原始数理債務）からカに掲げる額（代行部分過去給付現価）を控除した額とすること。なお、給付設計等の変更により前々年度末以降の計算基準日で財政計算を行った基金の前年度末数理債務は、次のアとイに掲げる額の合計額に当該変更により数理債務が増加（減少）した額を加算（控除）した額とすること。

ア 前々年度末の原始数理債務（前々年度末に財政計算を行った基金にあっては、財政計算に基づく原始数理債務とする。）の額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額

イ 次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除して得た額を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額

(ア) 標準掛金収入、受換金、制度間受換金、脱退一時金相当額受入金及び政府負担金の前年度決算見込額の合計額

(イ) 年金給付費、一時金給付費、移換金、制度間移換金、資産管理機関への移換金及び離婚分割移換金の前年度決算見込額の合計額

ウ 前年度末の代行部分過去給付現価（次の(ア)と(イ)に掲げる額の合計額)

「写」

- (ア) 前々年度末の代行部分過去給付現価の額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額
 - (イ) 次の①に掲げる額から②に掲げる額を控除して得た額を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額
 - ① 免除保険料収入並びに受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金の前年度決算見込額の合計額
 - ② 代行給付相当額（政府負担金を除く）並びに移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金並びに離婚分割移換金相当額の前年度決算見込額の合計額
 - エ 前年度末原始数理債務の額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額
 - オ 次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除して得た額を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額
 - (ア) 当年度に見込まれる標準掛金収入、受換金、制度間受換金、脱退一時金相当額受入金及び政府負担金の合計額
 - (イ) 当年度に見込まれる年金給付費、一時金給付費、移換金、制度間移換金、離婚分割移換金及び資産管理機関への移換金の合計額
 - カ 当年度末の代行部分過去給付現価（次の(ア)と(イ)に掲げる額の合計額）
 - (ア) 前年度末の代行部分過去給付現価の額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額
 - (イ) 次の①に掲げる額から②に掲げる額を控除して得た額を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額
 - ① 当年度に見込まれる免除保険料収入並びに受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金の合計額
 - ② 当年度に見込まれる代行給付相当額（政府負担金を除く）並びに移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金並びに離婚分割移換金相当額の合計額
- ※ 掛金算定方法の改正に伴う算出方法で算出する場合の「数理債務」は、基本プラスアルファ部分の数理債務（基本プラスアルファ部分の総給付現価から基本プラスアルファ部分の標準掛金収入現価を控除したもの）と、加算部分の数理債務（加算部分の総給付現価から標準掛金収入現価を控除したもの）の合計額とすること。（「代行保険料率に関する取扱いについて」等の一部

「写」

改正について（年発0115第1号）

(19) 特別掛金収入現価減少（増加）額

当年度に見込まれる特別掛金（事業所減少に伴う一括拠出金を除く）を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額から、特別掛金収入現価の前年度決算見込額を基金の予定利率で1年間運用した場合の利息相当額を控除して得た額が、プラスのときはその額を特別掛金収入現価減少額とし、マイナスのときはその絶対値を特別掛金収入現価増加額とすること。

(20) 特例掛金等収入現価減少（増加）額

当年度に見込まれる特例掛金（次回再計算までに不足予想額を償却するための特例掛金に限る）を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額から、特例掛金等収入現価の前年度決算見込額を基金の予定利率で1年間運用した場合の利息相当額を控除して得た額が、プラスのときはその額を特例掛金等収入現価減少額とし、マイナスのときはその絶対値を特例掛金等収入現価増加額とすること。

(21) 掛金等収入

当年度中の期間に係る、年金経理に属する掛金の見込額と徴収金の見込額との合計額とすること。この場合、掛金の見込額は基金規約（変更を予定している場合は変更後の規約案）に基づき算出すること。

なお、財政の安定化を図るための特例掛金は、財政運営基準の第4の3の(8)に定めるところにより算出すること。

(22) 受換金

当年度に見込まれる連合会から年金給付等積立金もしくは積立金として移換されることとなる額

(23) 制度間受換金

当年度に見込まれる基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産の額
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(24) 脱退一時金相当額受入金

当年度に見込まれる脱退一時金相当額として受け入れる額
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(25) 政府負担金

平成22年度の変更申請書の政府負担金の額に1.00を乗じて得た額

「写」

(26) 給付現価負担金

当年度に見込まれる給付現価負担金の額

(27) 信託資産に係る当期運用収益（損失）

次のアとイに掲げる額の合計額

ア 年金信託契約及び年金特定信託契約ごとに各契約に係る年金資産の元本平均残高に当該契約に係る時価ベース利回りの見込率を乗じて得た額の合計額

この場合、元本平均残高は次の(ア)に掲げる額と(イ)に掲げる額の2分の1に相当する額との合計額から、(ウ)に掲げる額の2分の1に相当する額を控除して得た額とすること。また、時価ベース利回りの見込率は過去の実績に金融市場及び投資環境等の動向を考慮して算出すること。

(ア) 前年度末における各契約に係る資産の決算見込額（当該契約に係る資産に流動資産のうちの当該契約に係る資産となるべき額を加える前の当該契約に係る資産の額とする。以下同じ。）

(イ) 総収入見込額に各契約に係る掛金の払込割合を乗じて得た額

(ウ) 総支出見込額に各契約に係る給付費等の負担割合を乗じて得た額

イ 運用コストのうち信託契約に係る費用の額

(28) 保険資産に係る当期運用収益（損失）

次のアとイに掲げる額の合計額

ア 前記(27)のアについて「年金信託契約及び年金特定信託契約」とあるのを「生命保険契約の一般勘定部分及び特別勘定部分」と読み替えて算出した額

イ 前記(27)のイについて「信託契約」とあるのを「生命保険契約」と読み替えて算出した額

(29) 共済資産に係る当期運用収益（損失）

次のアとイに掲げる額の合計額

ア 前記(27)のアについて「年金信託契約及び年金特定信託契約」とあるのを「共済契約の一般勘定部分及び特別勘定部分」と読み替えて算出した額

イ 前記(27)のイについて「信託契約」とあるのを「共済契約」と読み替えて算出した額

3 予定貸借対照表の各科目の推計額は、次により算出すること。

(1) 預貯金及び未収掛金

「写」

それぞれ当年度に見込まれる掛金収入の1か月分相当額

ただし、未収掛金については、掛金の滞納が見込まれる場合は、その見込額を加算した額とすること。

(2) 未收受換金

当年度に見込まれる連合会から年金給付等積立金もしくは積立金として移換されることとなる額で未収の額

(3) 未収制度間受換金

当年度に見込まれる基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産のうち未収の額

(見込むことが困難な場合は0とする。)

(4) 未収脱退一時金相当額受入金

当年度に見込まれる脱退一時金相当額として受け入れる額のうち未収の額
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(5) 未収政府負担金

当年度に見込まれる政府負担金の2か月分相当額

(6) 未収給付現価負担金

当年度に見込まれる給付現価負担金の額のうち未収の額
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(7) 信託資産

信託資産の前年度決算見込額、当年度の信託資産に係る総収入見込額及び当年度の信託資産に係る運用収益の見込額の合計額から、当年度の信託資産に係る総支出見込額と当年度の信託資産に係る運用損失の見込額との合計額を控除して得た額

(8) 保険資産

保険資産の前年度決算見込額、当年度の保険資産に係る総収入見込額及び当年度の保険資産に係る運用収益の見込額の合計額から、当年度の保険資産に係る総支出見込額と当年度の保険資産に係る運用損失の見込額との合計額を控除して得た額

(9) 共済資産

共済資産の前年度決算見込額、当年度の共済資産に係る総収入見込額及び当年度の共済資産に係る運用収益の見込額の合計額から、当年度の共済資産に係る総支出見込額と当年度の共済資産に係る運用損失の見込額との合計額

「写」

を控除して得た額

(10) 投資

投資資産の前年度決算見込額、当年度の投資資産に係る総収入見込額及び当年度の投資資産に係る運用収益の見込額の合計額から、当年度の投資資産に係る総支出見込額と当年度の投資資産に係る運用損失の見込額との合計額を控除して得た額

(11) 未払運用報酬等

当年度に見込まれる固有の信託報酬及び投資顧問料の合計の2分の1

(12) 未払業務委託費

当年度に見込まれる信託銀行への業務委託報酬及び連合会又は指定法人への業務委託費のうち年金経理で支出する額の合計額の2分の1

(13) 未払運用コンサルティング料

運用コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(14) 未払年金財政コンサルティング料

年金財政コンサルティング料で年金経理から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(15) 未払指定年金数理人費

指定年金数理人費で年金経理から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(16) 未払機械処理経費等

機械処理経費等で年金経理から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(17) 未払特別法人税

当年度に見込まれる特別法人税の6か月分相当額

(18) 未払給付費

当年度に見込まれる年金給付費の2か月分相当額と一時金給付費の1か月分相当額との合計額

(19) 未払移換金

当年度に見込まれる基金を脱退した者等について、翌年度以降に連合会へ交付することとなる年金現価相当額（脱退一時金相当額も含む）

(20) 未払制度間移換金

当年度に見込まれる基金間の給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退

「写」

一時金相当額の移換並びに他制度への給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換に係る資産のうち未払の額
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(21) 未払の資産管理機関への移換金

当年度に見込まれる資産管理機関への移換金(脱退一時金相当額を除く)のうち未払のもの
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(22) 未払離婚分割移換金

第一号改定者及び特定被保険者に係る年金原資で、納入告知されると見込まれる額のうち未払のもの
(見込むことが困難な場合は0とする。)

(23) 資産評価調整額

当年度末の固定資産の財政運営上の評価額の見込額から時価の見込額を控除して得た額(マイナスの場合は負の値)とすること。なお、当年度及び前年度の基準収益の見込額を当該年度の時価ベース収益の見込額と同額と見込むこと、又は当年度の資産評価調整額を前々年度決算の資産評価調整額と同額と見込むことは差し支えないこと。

(24) 特別掛金収入現価

特別掛金収入現価の前年度決算見込額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額から、当年度に見込まれる特別掛金(事業所減少に伴う一括拠出金を除く)を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額を控除して得た額

(25) 特例掛金等収入現価

特例掛金等収入現価の前年度決算見込額を基金の予定利率で1年間運用した場合の元利合計額から、当年度に見込まれる特例掛金(次回再計算までに不足予想額を償却するための特例掛金に限る)を基金の予定利率で半年間運用した場合の元利合計額を控除して得た額

(26) 数理債務

前記2の(18)で算出した当年度末の数理債務とすること。

(27) 最低責任準備金(継続基準)

前記2の(17)で算出した当年度末の最低責任準備金(継続基準)とすること。

「写」

(28) 別途積立金又は繰越不足金

別途積立金及び当年度剰余金の前年度決算見込額の合計額から、繰越不足金及び当年度不足金の前年度決算見込額の合計額を控除して得た額が、プラスのときはその額を別途積立金とし、マイナスのときはその絶対値を繰越不足金とすること。

なお、平成22年度中に財政運営基準第一の(9)に規定する財政再計算または同(10)に規定する変更計算を実施したものの、「「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)」の第二の一または二により、必要な掛金の引上げの全部又は一部を実施しない場合は、繰越不足金の前年度決算見込額の算定については、掛金の引上げを実施した部分についてのみ処理したものとすること。

4 その他の科目

前記2及び3に掲げた科目以外の科目については、前年度決算見込額を基礎として適正な額を計上すること。

第3 業務会計

- 1 基金の事務執行に要する費用は、当該基金の制度の内容、事務管理の方法及び過去の実績等を十分考慮して基金の運営上必要とされる適正な額を計上すること。
- 2 事務執行に要する費用の財源は、定率又は定額による事務費掛金をもって徴収することを原則とすること。
- 3 予定損益計算書の各科目の推計額は、次により算出すること。

(1) 役職員給与

役員報酬及び職員給与ごとに基金の規模、勤務の実態、定期昇給及びベース・アップの見込等を考慮し、当該基金の給与規程に基づいて算出した額の合計額のうち福祉施設会計に計上する額を除いた額

なお、諸般の事情からベース・アップ等の見込額の積算が困難なときは、これらの財源にあてる概算額を小分類科目「人件費諸費」として計上しても差し支えないこと。

(2) 役職員諸手当

基金の役職員に支給する扶養手当、通勤手当、時間外手当等の科目ごとに、基金の給与規程に基づいて算出した額の合計額のうち福祉施設会計に計上す

「写」

る額を除いた額

(3) 退職手当引当費

基金の退職手当支給規程に基づいて支給する退職手当にあてるため当年度において退職手当引当金に繰り入れることとなる額

(4) 旅費及び代議員旅費

ア 役員旅費及び職員旅費は、基金の役職員が出席する会議、講習会、連絡事務、事業所の指導、未納掛金の納入督励等のために必要な額

イ 代議員旅費は、基金の代議員が代議員会に出席するために必要な額

(5) 需用費

基金事務の執行に必要とする備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等の区分により、それぞれ必要な額を算出し合計した額

(6) 代議員会需用費

代議員会を開催するために必要とする消耗品費、印刷製本費等の区分により、それぞれ必要な額を算出し合計した額

(7) 会議費及び代議員会会議費

理事会その他業務執行に必要とする会議費と代議員会に必要とする会議費の区分によるそれぞれの所要額

(8) 代議員報酬補償費

代議員が代議員会、その他基金の業務に参画したことにより、企業から支給される賃金の一部が減額される場合にその補償に必要な額

(9) 業務委託費

次のアからエまでのうち、業務会計から支出する額の合算額

ア 連合会又は指定法人に業務の委託を行う場合の委託費の額。ただし、「年金資産及び年金債務の将来予測に係る費用」については次のウに、また、「運用実績に係る統計の作成に係る費用」については次のエに計上すること。

イ 信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会に業務の委託を行う場合の業務委託報酬の額

ウ 年金資産及び年金債務の将来予測に係る費用

信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会又は指定法人と当該契約を行った場合に要する費用の額

エ 運用実績に係る統計の作成に係る費用

「写」

信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会又は指定法人と当該契約を行った場合に要する費用の額

(10) 運用コンサルティング料

運用受託機関の選定、年金給付等積立金の運用方針の策定及び運用評価に関する助言契約を行った場合に要する費用のうち業務会計から支出する額

(11) 年金財政コンサルティング料

信託銀行、生命保険会社及び指定法人と給付設計の変更に関する財政相談等の年金財政に関する助言契約を行った場合に要する費用のうち業務会計から支出する額

(12) 指定年金数理人費

指定年金数理人の確認及び診断・助言を受けるために要する費用のうち業務会計から支出する額

(13) 機械処理経費

いわゆるⅠ（A）型又はⅠ（B）型の基金であって、Ⅱ型基金であったとした場合に受託機関に委託することとなる業務を、基金が自ら行うのに必要な額

(14) 年金経理へ繰入れ

掛金及び徴収金が所定の納期限に納付されないことにより徴収する延滞金のうち、年金経理へ繰り入れる額

(15) 基本金へ繰入れ

資産等（車両、器具及び備品等については、取得価格が10万円以上であり、かつ、耐用年数が1年以上のもの。）を取得する計画がある場合に、取得しようとする資産等の取得価格に相当する額

(16) 雑支出

ア 連合会費は、連合会会費規程に基づき算出した額

イ 拠出金は、支払保証事業に必要な拠出金を業務会計から支出する場合の額

ウ 減価償却費は、固定資産のうち減価償却の対象となる資産の種別ごとに耐用年数に応じて当年度において減価償却引当金に繰り入れることとなる額

エ 地方税は、当年度中に支払うこととなると見込まれる額

オ 雑費は、前々年度及び前年度の実績等に基づき必要と見込まれる額

「写」

(17) 不納欠損

徴収すべき債権で徴収不足となった額

(18) 機械化等経費

基金事務の機械化及び合理化の実施のために必要な額（初年度経費）

(19) 給付改善研究費

給付改善のための調査研究に必要な額

(20) 啓発費

加入員及び受給権者の基金制度の啓発に必要な額であって経常的でないもの

(21) 臨時的経費

基金事務所の災害復旧、移転等臨時的な事業に要する額

(22) 事務費掛金

基金規約及び事務費掛金徴収規程に基づいて算出した額

(23) 延滞金

掛金及び徴収金に係る延滞金の収入予想額を過去の実績等を勘案して推計した額

4 予定貸借対照表の各科目の推計額は、次により算出すること。

(1) 預貯金

平成24年2月分に係る事務費掛金及び余裕金の推計額

(2) 未収事務費掛金

平成24年3月分に係る事務費掛金及び事務費掛金に滞納が見込まれる場合は、その見込額を加えた額

(3) 固定資産及び有価証券

前年度決算見込額に当年度に基本金へ繰り入れる額を加えた額

(4) 基本金

ア 基本金（固定資産見返基本金）は、前年度決算見込額と当年度予算推計額の基本金へ繰り入れる額の合計額

イ 繰越剰余金は、前々年度決算額に前年度決算見込により算出される当年度剰余金又は当年度不足金を加え又は減じて算出した額

(5) 未払業務委託費

当年度に見込まれる信託銀行への業務委託報酬及び連合会又は指定法人への業務委託費のうち業務会計で支出する額の合計額の2分の1の額

「写」

(6) 未払運用コンサルティング料

運用コンサルティング料で業務会計から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(7) 未払年金財政コンサルティング料

年金財政コンサルティング料で業務会計から支出するもののうち、当年度中に未払の額

(8) 未払指定年金数理人費

指定年金数理人費で業務会計から支出するもののうち、当年度中に未払の額

5 その他の科目

前記3及び4に掲げた科目以外の科目については、前年度決算見込額を基礎として適正な額を計上すること。

第4 福祉施設会計

- 1 予定損益計算書及び予定貸借対照表の各科目に計上する額の推計は、第3 業務会計に準じて行うこと。
- 2 福祉施設業務の専任職員を置かない場合における役職員給与及び役職員諸手当は、第3の3の(1)及び(2)により算出した額から業務会計に計上する額を除いた額を計上すること。ただし、少額であって、区分することが困難な場合については、この限りでないこと。

「写」

平成23年度予算概要表

(別紙様式)

基金番号 基第 号
基金名 厚生年金基金

①設立形態	単・連・総	②給付体系	代・加	③業務委託形態	I (A) ・ I (B) ・ II
④業務委託先					

年金経理

⑤予定利率	%			⑥時価ベース利回り	%		
掛 金	⑦ 基本標準	⑧ 加算標準		⑨ 特 別		⑩ 特 例	
		定 率	定 額	定 率	定 額	定 率	定 額
事業主	%	%	円	%	円	%	円
加入員	%	%	円	%	円	%	円
計	() %	%	円	%	円	%	円
年間総額	百万円	百万円		百万円		百万円	
業務経理への繰入	⑪繰入限度額	⑫業務会計への繰入額	⑬福祉施設会計への繰入額	⑭繰入総額			
	千円	千円	千円	千円			

業務経理（業務会計）

⑮収 入	千円	⑰掛 金	定 率	定 額	
⑯支 出	千円		%	1人当たり 円	
⑰対前年度支出増減額	千円	⑲年金経理からの受入金	⑳年金経理	機械化等経費	その他の経費
⑱繰越剰余金	千円		臨時経費	千円	千円
⑲当年度剰余金	千円		経常経費	千円	千円
⑳限度額	千円		計	千円	

業務経理（福祉施設会計）

㉓収 入	千円	㉕掛 金	定 率	定 額
㉔支 出	千円		%	1人当たり 円
㉕対前年度支出増減額	千円	㉗受 入 金	年金経理からの受入金	業務会計からの受入金
㉖限度額	千円		千円	千円
㉗福祉施設建設積立金	千円	㉙借 入 金	長 期	短 期
㉘福祉施設安定化資金	千円		千円	千円

福祉施設の実施内容

<p>③② A 保保た 養持め ・増の 健進施 康の設 の</p>	<p>有 ・ 無</p> <table border="0"> <tr> <td>1 会館設置</td> <td>7 運動施設の利用補助 (名称)</td> </tr> <tr> <td>2 保養所設置</td> <td>8 海の家山の家の実施 (利用補助を含む)</td> </tr> <tr> <td>3 運動施設</td> <td>9 各種スポーツ大会 (利用補助を含む)</td> </tr> <tr> <td>4 会員制保養施設</td> <td>10 受給者保健サービス</td> </tr> <tr> <td>5 保養施設の利用補助</td> <td>11 その他</td> </tr> <tr> <td>6 借上保養所</td> <td></td> </tr> </table>	1 会館設置	7 運動施設の利用補助 (名称)	2 保養所設置	8 海の家山の家の実施 (利用補助を含む)	3 運動施設	9 各種スポーツ大会 (利用補助を含む)	4 会員制保養施設	10 受給者保健サービス	5 保養施設の利用補助	11 その他	6 借上保養所																																																																																																	
1 会館設置	7 運動施設の利用補助 (名称)																																																																																																												
2 保養所設置	8 海の家山の家の実施 (利用補助を含む)																																																																																																												
3 運動施設	9 各種スポーツ大会 (利用補助を含む)																																																																																																												
4 会員制保養施設	10 受給者保健サービス																																																																																																												
5 保養施設の利用補助	11 その他																																																																																																												
6 借上保養所																																																																																																													
<p>③③ B 教のた 養向め ・上の 文に施 化資設 活す 動る</p>	<p>有 ・ 無</p> <table border="0"> <tr> <td>1 年金相談</td> <td>6 年金に関する知識の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>2 説明会</td> <td>7 教養講座、教養文化教室</td> </tr> <tr> <td>3 講習会</td> <td>8 P L P</td> </tr> <tr> <td>4 講演会</td> <td>9 その他</td> </tr> <tr> <td>5 観劇会</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)</td> </tr> </table>	1 年金相談	6 年金に関する知識の普及啓発	2 説明会	7 教養講座、教養文化教室	3 講習会	8 P L P	4 講演会	9 その他	5 観劇会	(1)		(2)																																																																																																
1 年金相談	6 年金に関する知識の普及啓発																																																																																																												
2 説明会	7 教養講座、教養文化教室																																																																																																												
3 講習会	8 P L P																																																																																																												
4 講演会	9 その他																																																																																																												
5 観劇会	(1)																																																																																																												
	(2)																																																																																																												
<p>③④ C 冠婚葬祭等における慶弔金・見舞金の支給</p>	<p>有 ・ 無</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業 \ 万円</th> <th>~ 0.5 未満</th> <th>0.5~ 1</th> <th>1 ~ 2</th> <th>2 ~ 3</th> <th>3 ~ 4</th> <th>4 ~ 5</th> <th>5 ~10</th> <th>10 ~ 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 死亡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 長寿</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 結婚</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 出産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 成人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 壮年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 入学</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 災害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 障害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 遺児</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業 \ 万円	~ 0.5 未満	0.5~ 1	1 ~ 2	2 ~ 3	3 ~ 4	4 ~ 5	5 ~10	10 ~ 以上	1 死亡									2 長寿									3 結婚									4 出産									5 成人									6 壮年									7 入学									8 災害									9 障害									10 遺児									11その他								
事業 \ 万円	~ 0.5 未満	0.5~ 1	1 ~ 2	2 ~ 3	3 ~ 4	4 ~ 5	5 ~10	10 ~ 以上																																																																																																					
1 死亡																																																																																																													
2 長寿																																																																																																													
3 結婚																																																																																																													
4 出産																																																																																																													
5 成人																																																																																																													
6 壮年																																																																																																													
7 入学																																																																																																													
8 災害																																																																																																													
9 障害																																																																																																													
10 遺児																																																																																																													
11その他																																																																																																													
<p>③⑤ Dその他 の施設</p>	<p>有 ・ 無</p> <table border="0"> <tr> <td>1 一般貸付</td> <td>2 特別一時金</td> <td>3 福祉手当金</td> <td>4 その他 ()</td> </tr> </table>	1 一般貸付	2 特別一時金	3 福祉手当金	4 その他 ()																																																																																																								
1 一般貸付	2 特別一時金	3 福祉手当金	4 その他 ()																																																																																																										
<p>③⑥ E住宅資金 の貸付</p>	<p>有 ・ 無</p> <table border="0"> <tr> <td>1 共済会等</td> <td>2 委託機関等</td> <td>3 利子補給</td> </tr> </table>	1 共済会等	2 委託機関等	3 利子補給																																																																																																									
1 共済会等	2 委託機関等	3 利子補給																																																																																																											

「写」

予算概要表記入要領

(基金概要)

- ①設立形態、②給付体系、③業務委託形態については、今年度末の状況で該当する事項を○で囲むこと。
なお、③については、業務を企業年金連合会に委託している基金については、Ⅱ型を○で囲むこと。
- ④業務委託先については、年金数理に関する業務を委託している幹事会社名を記入すること。

(年金経理)

- ⑤予定利率は、予算算出の根拠となった基金の予定利率を記入すること。
- ⑥時価ベース利回りは、予算算出の根拠となった当年度の時価ベース利回りの見込率を記入すること。
- ⑦基本標準、⑧加算標準、⑨特別、⑩特例掛金については、規約上の掛金の率又は額（変更を予定している場合は変更後の規約案）を記入すること。
「年間総額」の欄には、予算で見込んだ各々の年間掛金収入額を記入すること。
なお、⑦基本標準掛金欄の（ ）内には免除保険料率を再掲すること。
- ⑪の繰入限度額は、繰入計画書の限度額を記入すること。
なお、繰入れをしない基金は「－」を記入すること。
- ⑫業務会計への繰入額、⑬福祉施設会計への繰入額は、予算総則2の(3)繰入金からそれぞれ記入すること。
なお、繰入額は、繰入計画書の額とそれぞれ一致すること。また、年金経理の予定損益計算書（費用勘定）の中分類業務会計への繰入金及び福祉施設会計への繰入金への計上額と整合性を図ること。
- ⑭繰入総額は⑫と⑬の合計額を記入すること。

(業務経理業務会計)

- ⑮の収入、⑯の支出については、それぞれ予算総則から記入すること。
- ⑰対前年度支出増減額は、当年度支出推計額から前年度支出決算見込額又は推計額を減じて得た数値を記入し、マイナスの場合は△を付すこと。
- ⑱繰越剰余金、⑲当年度剰余金は、それぞれ予定貸借対照表の当年度推計額から記入し、不足金を計上している場合は、△を付してその額を記入すること。
- ⑳限度額は、予算総則から記入すること。
- ㉑掛金は、予算算出の根拠となった掛金率又は額（変更を予定している場合は変更後の規約案）を記入すること。
- ㉒年金経理からの受入金については、「臨時経費」の欄は予定損益計算書、「経常経費」の欄は繰入計画書から記入すること。

(業務経理福祉施設会計)

- ㉓の収入、㉔の支出については、⑮、⑯に準じて記入すること。
- ㉕の対前年度支出増減額は、⑰に準じて記入すること。
- ㉖限度額については、⑳に準じて記入すること。
- ㉗福祉施設建設積立金、㉘福祉施設安定化資金は、当年度の予定残高を記入すること。
- ㉙掛金は、㉑に準じて記入すること。
- ㉚受入金については、予算総則2の(3)繰入金から記入すること。
- ㉛借入金については、長期、短期、それぞれ予算総則から記入すること。

(福祉施設の実施内容)

- ㉜から㉞までについては、該当するものを○で囲むこと。
なお、㉝は、該当する事業名の金額欄の1か所に○を記入すること。ただし、加入員期間等により金額に幅がある場合は、1人当たりの平均支給額に該当する金額欄に○を記入すること。

(その他)

- 予算概要表は、単票として2部提出すること。（製本に含めない。）
- 用紙については、A4判の縦長とする。

「**写**」
なお、損益計算書の費用・収益勘定、貸借対照表の資産・負債勘定を並列して作成する場合は、当該箇所はA4判横で提出しても差し支えないこと。

3. 製本にあたっては、①予算総則、②年金経理（損益計算書、貸借対照表）、③業務経理業務会計（損益計算書、貸借対照表）、④業務経理福祉施設会計（損益計算書、貸借対照表）の順とし、左側を綴じること。

「写」

(参考)

予 算 総 則

平成23年度収入支出予算の各経理における収入及び支出の総額並びに各会計における事務費の支出額、繰入金及び借入金の限度額を次のとおりとする。

(様式第1号)

(単位：千円)

事 項	平成23年度推計額	平成22年度決算見込額又は推計額
1 収入及び支出額	_____	_____
(1) 年金経理	_____	_____
収 入		
支 出		
(2) 業務経理	_____	_____
ア 業務会計	_____	_____
収 入	()	
支 出		
イ 福祉施設会計	_____	_____
収 入	()	
支 出		
2 限度額	_____	_____
(1) 業務会計(事務費)		
(2) 福祉施設会計(事務費)		
(3) 繰入金	_____	_____
年金経理から業務会計		
年金経理から福祉施設会計		
業務会計から福祉施設会計		
(4) 借入金	_____	_____
業務会計(短期)		
福祉施設会計	短期	
	長期	

(注意) 1 業務経理の平成23年度予算の収入財源に繰越剰余金及び前年度剰余金見込額を充てる場合は、この充当額を()内に記入し、平成23年度収入財源とは別に計上すること。

2 平成22年度決算見込額又は推計額の記入は、収入及び支出額には決算見込額を、限度額には届出をした予算額を記入すること。

「写」

(記入要領)

予算総則については、23年度推計額は各経理ごとに計上された収入及び支出の額が、収益勘定に属する科目（勘定科目の大分類科目の資産評価調整額増加額、給付債務減少額、未償却過去勤務債務増加額、当年度不足金及び不足金を除く。）の合計額及び費用勘定に属する科目（勘定科目の大分類科目の資産評価調整額減少額、給付債務増加額、未償却過去勤務債務減少額、当年度剰余金及び剰余金を除く。）の合計額とそれぞれ一致しているか確認すること。

また、「22年度決算見込額又は推計額」欄のうち、「収入及び支出額」欄には決算見込額を、「限度額」欄には届出をした予算額を記入することとなるので注意すること。

(1) 事務費

事務費の限度額には、減価償却費、他会計への繰入金、年金経理からの繰入れで充てられる臨時経費及び機械処理経費は、算入しないものであること。

(2) 繰入金

年金経理から業務経理への繰入れについて

ア 一般的原則

繰入れの限度額は、年金経理の純資産額から責任準備金と次の各号の合計額を控除したものとす

る。

(ア) 次の財政再計算時の死亡率改定に備えるものとして留保すべき額

(イ) 給付改善準備金に相当する額

(ウ) その他、将来のベースアップに備える額等、年金数理人が留保することが適当と認めた額

イ 機械処理経費

業務委託の形態がいわゆるⅠ(A)型又はⅠ(B)型の基金が、年金数理に係る基礎資料の管理及び統計並びに給付金の支払いに関する事務を自ら行うための経費に充てる場合には次の(ア)又は(イ)のいずれか低い額を限度額として繰入れを行うことができる。

(ア) いわゆるⅡ型であったとした場合の業務委託報酬と、実際の業務委託報酬との差の90%

(イ) 年金経理の純資産額から責任準備金と給付改善準備金との合計額を控除した額

(3) 借入金

借入れの承認は予算の届出前に予め承認申請を提出のうえ、承認を受けておくこと。

予定損益計算書

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

「写」
(年々経理)
1. 経常収支

(様式第2号)
(単位：百万円)

費		用		勘		定
科	目	平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
給付費	年金給付費 一時金給付費					
移換金	移換金					
制度間移換金	制度間移換金					
資産管理機関への移換金	資産管理機関への移換金					
離婚分割移換金	離婚分割移換金					
拠出金	拠出金					
運用報酬等	固有の信託報酬 固有の保険事務費 固有の共済事務費 投資顧問料 保護預り手数料					
業務委託費	業務委託費					
コンサルティング料	運用コンサルティング料 年金財政コンサルティング料					
指定年金数理人費	指定年金数理人費					
機械処理経費等	機械処理経費等					
特別法人税	特別法人税					
運用損失	信託資産に係る当期運用損失 保険資産に係る当期運用損失 共済資産に係る当期運用損失 投資資産に係る当期運用損失					
計						

(単位：百万円)

収		益		勘		定
科	目	平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
掛金等収入	掛金等収入					
受換金	受換金					
制度間受換金	制度間受換金					
脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金					
負担金	政府負担金 給付現価負担金					
運用収益	信託資産に係る当期運用収益 保険資産に係る当期運用収益 共済資産に係る当期運用収益 投資資産に係る当期運用収益					
計						

2. 特別収支

(単位：百万円)

費用勘定						
科目		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
特別支出	費用計上不足額 収益計上超過額 不納欠損					
繰入金	業務会計への繰入金 福祉施設会計への繰入金					
計						

(単位：百万円)

収益勘定						
科目		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
特別収入	費用計上超過額 収益計上不足額 雑収入					
受入金	業務会計からの受入金 福祉施設会計からの受入金					
計						

3. 数理的評価の変動

(単位：百万円)

費		用		勘		定
科	目	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
資産評価調整額減少額	資産評価調整額減少額					
給付債務増加額	数理債務増加額					
未償却過去勤務債務減少額	最低責任準備金(継続基準)増加額					
	特別掛金収入現価減少額					
	特例掛金等収入現価減少額					
計						

(単位：百万円)

収		益		勘		定
科	目	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
資産評価調整額増加額	資産評価調整額増加額					
給付債務減少額	数理債務減少額					
未償却過去勤務債務増加額	最低責任準備金(継続基準)減少額					
	特別掛金収入現価増加額					
	特例掛金等収入現価増加額					
計						

【写】

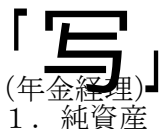
4. 基本金及び総合計

(単位：百万円)

費		用		勘		定
科	目	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決算額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
準備金繰入金	給付改善準備金繰入金					
繰越不足金処理金	繰入準備金繰入金					
承継事業所償却積立金積増金	繰越不足金処理金					
別途積立金積増金	承継事業所償却積立金積増金					
当年度剰余金	別途積立金積増金					
	当年度剰余金					
計						
経常収支の計						
特別収支の計						
数理的評価の変動の計						
総合計						

(単位：百万円)

収		益		勘		定
科	目	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決算額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
準備金戻入金	給付改善準備金戻入金					
承継事業所償却積立金取崩金	繰入準備金戻入金					
別途積立金取崩金	承継事業所償却積立金取崩金					
当年度不足金	別途積立金取崩金					
	当年度不足金					
計						
経常収支の計						
特別収支の計						
数理的評価の変動の計						
総合計						



1. 純資産

予定貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(様式第3号)
(単位：百万円)

資 産 勘 定		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
流 動 資 産	現預金 貯蓄金 未収掛金 未収受換金 未収制度間受換金 未収退一時相当額入金 未収政府負担金 未収給付現価負担金 未収返納金					
固 定 資 産	信託資産 保険資産 共済資産 産産資産					
計						

(単位：百万円)

負 債 勘 定		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
流 動 負 債	未払拠出金 未払運用報酬等 未払業務委託費 未払コンサルティング料 未払指定年金教理人費 未払機械処理経費等 政府負担金返納金未払金 給付現価負担金返納金未払金 未払特別法人税 預り金					
支 払 備 金	未払給付費 未払移換金 未払制度間移換金 未払の資産管理機関への移換金 未払離婚分割移換金					
計						

2. 資産及び負債の数理的評価

(単位：百万円)

資 産 勘 定		平 成 2 3 年 度		平 成 2 2 年 度		平成21年度 決 算 額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
資産評価調整額 未償却過去勤務債務残高	資産評価調整額 特別掛金収入現価 特例掛金等収入現価					
計						

(単位：百万円)

負 債 勘 定		平 成 2 3 年 度		平 成 2 2 年 度		平成21年度 決 算 額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
給付債務	数理債務 最低責任準備金(継続基準)					
計						

3. 基本金及び総合計

(単位：百万円)

資 産 勘 定		平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決 算 額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
基 本 金	繰越不足金 当年度不足金					
計						
純 資 産 の 計 資産及び負債の数理的評価の計						
総 合 計						

(単位：百万円)

負 債 勘 定		平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決 算 額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
基 本 金	給付改善準備金 繰入準備金 承継事業所償却積立金 別途積立金 当年度剰余金					
計						
純 資 産 の 計 資産及び負債の数理的評価の計						
総 合 計						

「写」

予定損益計算書

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(業務経理業務会計)

(様式第2号)
(単位：千円)

費		用		勘		定	
科		目		平成23年度		平成22年度	
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	平成21年度 決算額	
事務費	役職員給与						
	役職員諸手当						
	旅費						
	退職手当引当費						
	需用費						
	会議費						
代議員会費	代議員報酬補償費						
	代議員旅費						
	代議員会需用費						
	代議員会会議費						
業務委託費	業務委託費						
コンサルティング料	運用コンサルティング料						
	年金財政コンサルティング料						
指定年金数理人費	指定年金数理人費						
機械処理経費	機械処理経費						
繰入金	年金経理へ繰入れ						
	福祉施設会計へ繰入れ						
	基本金へ繰入れ						
雑支出	雑支出						
不納欠損	不納欠損						
剰余金	当年度剰余金						
計							

「写」

(単位：千円)

収		益		勘		定		
科		目		平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決算額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額			
掛 金 収 入	事 務 費 掛 金							
事 務 費 交 付 金	事 務 費 交 付 金							
受 入 金	年 金 経 理 か ら の 受 入 金							
	福 祉 施 設 会 計 か ら の 受 入 金							
寄 付 金	寄 付 金							
雑 収 入	延 滞 金							
	受 取 利 息 及 び 配 当 収 入							
	雑 収 入							
不 足 金	当 年 度 不 足 金							
計								

「写」

予定貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(業務経理業務会計)

(様式第3号)

(単位：千円)

資 産 勘 定		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
科 目	目	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
大 分 類	中 分 類					
流 動 資 産	現 金					
	預 貯 金					
	未収事務費掛金					
	未収事務費交付金					
	未 収 金					
	有 価 証 券					
固 定 資 産	土 地					
	建物及び工作物					
	車 両					
	器具及び備品					
	電話加入権					
	権利金敷金					
繰 延 勘 定	前 払 金					
基 本 金	繰越不足金					
	当年度不足金					
計						

「写」

(単位：千円)

負 債 勘 定						
科 目		平成 2 3 年 度		平成 2 2 年 度		平成21年度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
流 動 負 債	預 り 金					
	引 当 金					
	未 払 金					
	未払業務委託費					
	未払コンサルティング料					
	未払指定年金数理人費					
固 定 負 債	長 期 借 入 金					
基 本 金	基 本 金					
	繰 越 剰 余 金					
	当 年 度 剰 余 金					
計						

「写」

予定損益計算書

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(業務経理福祉施設会計)

(様式第2号)

(単位：千円)

科 目		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
事務費	役職員給与 役職員諸手当 旅費 退職手当引当費 需用費 会議費 材料費					
繰入金	年金経理への繰入金 業務会計への繰入金 基本金へ繰入れ					
福祉施設費	福祉施設費 補助金 福祉給付金 諸謝金					
雑支出	雑支出					
不納欠損	不納欠損					
剰余金	当年度剰余金					
計						

「写」

(単位：千円)

収 益 勘 定						
科 目		平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成21年度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
掛 金 収 入	福祉施設掛金					
施 設 収 入	施 設 収 入					
	貸付金利息					
受 入 金	年金経理からの受入金					
	業務会計からの受入金					
寄 付 金	寄 付 金					
戻 入 金	基本金戻入金					
雑 収 入	受取利息及び配当収入					
	雑 収 入					
不 足 金	当年度不足金					
	計					

「写」

予定貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(業務経理福祉施設会計)

(様式第3号)

(単位：千円)

資 産 勘 定						
科 目		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	決 算 見 込 額	対前年度 増△減額	
流 動 資 産	現 金					
	預 貯 金					
	未収福祉施設掛金					
	未 収 金					
	有 価 証 券					
	仮 払 金					
固 定 資 産	未収貸付金利息					
	土 地					
	建物及び工作物					
	車 両					
	器具及び備品					
	電話加入権					
	権 利 金 敷 金					
	貸 付 金					
	前 払 金					
	繰 越 不 足 金					
繰 延 勘 定 基 本 金	当年度不足金					
	計					

「写」

(単位：千円)

負債勘定						
科目		平成23年度		平成22年度		平成21年度 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度 増△減額	決算 見込額	対前年度 増△減額	
流動負債	預り金					
	引当金					
	未払金					
	前受金					
固定負債	長期借入金					
基本金	基本金					
	繰越剰余金					
	当年度剰余金					
計						

「写」

平成 年度事業計画書（例）

1. 加入員に関する事項

(単位：人)

区 分	基 本 部 分				加 算 部 分		
	男 子	女 子	坑内員	計	男 子	女 子	計
平成 年度 平均加入員数	()	()	()	()	()	()	()
摘 要							

(注) () 内には、育児休業により掛金が免除されている者を再掲する。

2. 給与に関する事項

(単位：円)

区 分	基 本 部 分				加 算 部 分		
	男 子	女 子	坑内員	計	男 子	女 子	計
平成 年度 平均給与の額	()	()	()	()	()	()	()
平成 年度 平均賞与の額	()	()	()	()	()	()	()
摘 要							

(注) () 内には、育児休業により掛金が免除されている者のみの平均を記入する。

3. 設立事業所に関する事項

区 分	企 業 数	設 立 事 業 所 数
平成 年度末		
摘 要		

4. 年金給付に関する事項

「写」		区 分	件 数	年金額 (千円)	摘 要
平成 年度末 年金受給権者数		ア 総数			
		イ アのうち支給停止数			
		ウ 支給数 (ア-イ)			
平成 年度 中 増加減少 年金受給 権者数		エ 新規裁定数			
		オ エのうち支給停止数			
		カ イのうち支給開始数			
		キ イのうち失権数			
		ク ウのうち失権数			
		ケ 支給数 (エ-オ+カ-ク)			
平成 年度 末 年金受給 権者数		コ 総数 (ア+エ-キ-ク)			
		サ 支給停止数 (イ+オ-カ-キ)			
		シ 支給数 (コ-サ)			

5. 一時金給付に関する事項

区 分	件 数	金額 (千円)	摘 要
脱退一時金			
死亡一時金			
選択一時金			

6. 基金を脱退した者のうち連合会へ移換することになる者等に係る事項

区 分	件 数	現価相当額 (千円)	摘 要
移換金計算の対象者			
制度間移換金計算の対象者			
受換金計算の対象者			
制度間受換金計算の対象者			
脱退一時金相当額受入金の対象者			

7. 事務組織に関する事項

(1) 事務組織

(2) 業務委託

業務委託の形態
幹事会社(指定法人)名
指定年金数理人名

型

8. 事業運営に関する事項

(1) 事業運営の重点事項

(2) 代議員会の開催

回(実施予定月)

(3) 理事会の開催

回(実施予定月)

(4) 加入員に対する説明会

回(実施予定月)
実施場所)

(5) 広報活動の実施

(6) 職員、担当者の研修会の実施

(7) 事務処理の合理化対策

9. 福祉施設に関する事項

(1) 会館、保養所等の設置・運営

区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費

(2) その他の福祉施設の実施

区分	種目	実施時期	事業概要	所要経費

10. その他

特記事項

(注) 自家運用を予定している場合には、実施予定月等必要事項を記載する。

予算算出の考え方

科 目			算 出 の 考 え 方
大 分 類	中 分 類	小 分 類	
給付費	年金給付費	年金給付費	平成 22 年度末退職年金受給者の年金額 () 名 (1-ア) 円 平成 23 年度裁定、支給開始者の年金額 () 名 (1-イ) 円 [事業計画書4のウ、ケに相当] $(1-ア) + (1-イ) \times 0.5 =$ <u>(1-A) 円</u>
		一時金給付費	脱退一時金 (退職一時金) () 名 (1-ウ) 円 [事業計画書5より] 死亡一時金 (遺族一時金) () 名 (1-エ) 円 [事業計画書5より] 選択一時金 () 名 (1-オ) 円 [事業計画書5より] $(1-ウ) + (1-エ) + (1-オ) =$ <u>(1-B) 円</u>
移換金	移換金	移換金	() 名 [事業計画書6の基金を脱退した者のうち連合会へ 移換することになる者の欄より] <u>(2-A) 円</u>
制度間移換金	制度間移換金	制度間移換金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(3-A) 円</u>
資産管理機関 への移換金	資産管理機関 への移換金	資産管理機関 への移換金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(4-A) 円</u>
離婚分割移換 金	離婚分割移換 金	離婚分割移換 金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(5-A) 円</u>
拠出金	拠出金	拠出金	・企業年金連合会支払保証事業拠出金 <u>(6-A) 円</u>
運用報酬等	固有の信託報 酬	固有の信託報 酬	・固有の信託報酬 <u>(7-A) 円</u>
	固有の保険事 務費	固有の	・固有の保険事務費 <u>(7-B) 円</u>

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
業務委託費	固有の 共済事務費	保険事務費	
		固有の 共済事務費	・固有の共済事務費 (7-C) 円
	投資顧問料	投資顧問料	・投資顧問料 (7-D) 円
		保護預り手数料	・保護預り手数料 (7-E) 円
	業務委託費	業務委託費	指定法人等への業務委託費 (8-ア) 円 業務委託報酬 (8-イ) 円 年金資産及び年金債務の将来予測に係る委託費用 (8-ウ) 円 運用実績に係る統計の作成に係る委託費用 (8-エ) 円 (8-ア) + (8-イ) + (8-ウ) + (8-エ) = (8-A) 円
コンサルティング料	運用コンサル ティング料	運用コンサル ティング料	(9-A) 円
		年金財政コン サルティング 料	(9-B) 円
	指定年金数理 人費	指定年金数理 人費	(10-A) 円
機械処理経費 等	機械処理経費 等	機械処理経費 等	(11-A) 円
		特別法人税	

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
掛金等収入	特別法人税	特別法人税	<u>(12-A) 円</u>
	掛金等収入	基本標準掛金収入	$(\text{平成 23 年度平均加入員数}) \times (\text{平均標準給与の額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-ア}) \text{ 円}$ $(\text{平成 23 年度平均免除者数}) \times (\text{免除該当者平均標準給与の額})$ $\times (\text{掛金率}) \times 12 = (13\text{-イ}) \text{ 円}$ $(13\text{-ア}) - (13\text{-イ}) =$
		加算標準掛金収入	$(\text{平成 23 年度平均加算加入員数}) \times (\text{平均加算給与の額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-ウ}) \text{ 円}$ ・定額方式のとき $(\text{平成 23 年度平均加算加入員数}) \times (1 \text{ 人あたり掛金月額}) \times 12$ $= (13\text{-エ}) \text{ 円}$ ・併用方式のとき $(13\text{-ウ}) + (13\text{-エ}) = () \text{ 円}$
		特別掛金収入	(基本特別掛金) ・給与比例方式のとき $(\text{平成 23 年度平均加入員数}) \times (\text{平均標準給与の額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-オ}) \text{ 円}$ ・定額方式のとき $(\text{平成 23 年度平均加入員数}) \times (1 \text{ 人あたり掛金月額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-カ}) \text{ 円}$ ・併用方式のとき $(13\text{-オ}) + (13\text{-カ}) = () \text{ 円}$
		(加算特別掛金) ・給与比例方式のとき $(\text{平成 23 年度平均加算加入員数}) \times (\text{平均加算給与の額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-キ}) \text{ 円}$ ・定額方式のとき $(\text{平成 23 年度平均加算加入員数}) \times (1 \text{ 人あたり掛金月額}) \times (\text{掛金率}) \times 12$ $= (13\text{-ク}) \text{ 円}$ ・併用方式のとき $(13\text{-キ}) + (13\text{-ク}) = () \text{ 円}$	
		(特例掛金収入) $(\text{平成 23 年度平均(加算)加入員数}) \times (\text{平均標準(加算)給与の額})$ $\times (\text{掛金率}) \times 12 = (13\text{-ケ}) \text{ 円}$ ・定額方式のとき $(\text{平成 23 年度平均(加算)加入員数}) \times (1 \text{ 人あたり掛金月額}) \times 12$ $= (13\text{-コ}) \text{ 円}$	
			<u>(13-D) 円</u>

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
受換金	受換金	徴収金収入	・併用方式のとき $(13-ケ) + (13-コ) = () 円$ <u>(13-E) 円</u> $(平成22年度の12月までの月平均徴収金額) \times 12 \times (伸び率)$ = <u>(13-F) 円</u>
		受換金	当年度に見込まれる連合会からの年金現価相当額として受換する額 <u>(14-A) 円</u>
制度間受換金	制度間受換金	制度間受換金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(15-A) 円</u>
脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(16-A) 円</u>
負担金	政府負担金	政府負担金	$(平成22年度変更申請書の政府負担金の額) \times (伸び率1.00)$ = <u>(17-A) 円</u>
		給付現価負担金	[別紙1から転記] <u>(17-B) 円</u>
運用収益(運用損失)	信託資産に係る当期運用収益(運用損失)	給付現価負担金	[別紙2の4.平成23年度末資産額及び元本平均残高から転記]
		年金信託投資一任	<u>(18-B) 円</u>
		一般勘定	<u>(18-D) 円</u>
		特別勘定	
		共済資産に係る当期運用収益(運用損失)	<u>(18-E) 円</u>
		一般勘定	<u>(18-F) 円</u>

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
繰入金	投資資産に係る当期運用収益（運用損失）	特別勘定	
		年金特定信託	(18-G) 円
繰入金	業務会計への繰入金		[繰入計画書より] (19-A) 円
		業務会計への繰入金	
		福祉施設会計への繰入金	[繰入計画書より] (19-B) 円
受入金	福祉施設会計からの繰入金	福祉施設会計への繰入金	
		業務会計からの受入金	(20-A) 円
		業務会計からの受入金	
受入金	福祉施設会計からの受入金	福祉施設会計からの受入金	(20-B) 円
		福祉施設会計からの受入金	
		福祉施設会計からの受入金	
流動資産	預貯金	普通預金	{(13-A) + (13-B) + (13-C) + (13-D) + (13-E) + (13-F)} [平成23年度掛金等収入] ÷ 12 = (21-A) 円
		未収掛金	(13-A) [平成23年度基本標準掛金] ÷ 12 = (21-B) 円
	未収掛金	未収基本標準掛金	(13-B) [平成23年度加算標準掛金] ÷ 12 = (21-C) 円
		未収加算標準掛金	{(13-C) + (13-D)} [平成23年度特別掛金] ÷ 12 = (21-D) 円
		未収特別掛金	(13-E) [平成23年度特例掛金] ÷ 12 = (21-E) 円
	未収掛金	未収特例掛金	(13-F) [平成23年度徴収金] ÷ 12 = (21-F) 円
		未収徴収金	
	未収受換金	未収受換金	(14-A) [平成23年度受換金] ÷ 6 = (21-G) 円
	未収制度間受換金	未収制度間受換金	見込むことが困難な場合は0とする。(21-H) 円
	未収脱退一時金相当額受入	未収制度間受換金	

「写」

科目			算出の考え方
大分類	中分類	小分類	
固定資産	金	未収脱退一時金相当額受入金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(21-I) 円</u>
		未収政府負担金	(17-A) [平成23年度政府負担金] ÷ 6 = <u>(21-J) 円</u>
		未収給付現価負担金	見込むことが困難な場合は0とする。 <u>(21-K) 円</u>
		信託資産	[別紙2の4. 平成23年度未資産額及び元本平均残高から転記]
		年金信託	<u>(22-A) 円</u>
		投資一任	<u>(22-B) 円</u>
		保険資産	<u>(22-C) 円</u>
		一般勘定	<u>(22-D) 円</u>
		特別勘定	
		共済資産	<u>(22-E) 円</u>
流動負債		一般勘定	<u>(22-F) 円</u>
		特別勘定	
		投資	<u>(22-G) 円</u>
		年金特定信託	
		未払運用報酬等	(7-A) [平成23年度固有の信託報酬] ÷ 2 = <u>(23-A) 円</u>
		未払固有信託報酬	(7-D) [平成23年度投資顧問料] ÷ 2 = <u>(23-B) 円</u>
		未払投資顧問料	
		未払業務委託費	(8-ア) [指定法人への業務委託費] ÷ 2 = (23-ア) 円 (信託銀行への業務委託報酬) ÷ 2 = (23-イ) 円 (23-ア) + (23-イ) = <u>(23-C) 円</u>
		未払コンサルティング料	<u>(23-D) 円</u>
		未払運用コンサルティング料	<u>(23-E) 円</u>
	未払年金財政コンサルティング		

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
支払備金	未払指定年金 数理人費	ング料	
		未払指定年金 数理人費	(23-F) 円
	未払機械処理 経費等	未払機械処理 経費等	(23-G) 円
		未払特別法人 税	(12-A) [平成 23 年度特別法人税] ÷ 2 = (23-H) 円
	未払給付費	未払特別法人 税	
		未払年金給付 費	(1-A) [平成 23 年度年金給付費] ÷ 6 = (24-A) 円
	未払移換金	未払一時金給 付費	(1-B) [平成 23 年度一時金給付費] ÷ 12 = (24-B) 円
		未払移換金	・未払移換金 (24-C) 円
	未払制度間移 換金	未払移換金	
		未払制度間移 換金	見込むことが困難な場合は 0 とする。 (24-D) 円
未払の資産管 理機関への移 換金	未払の資産管 理機関への移 換金	見込むことが困難な場合は 0 とする。 (24-E) 円	
	未払の資産管 理機関への移 換金		
未払離婚分割 移換金	未払離婚分割 移換金	見込むことが困難な場合は 0 とする。 (24-F) 円	
	未払離婚分割 移換金		
資産評価調整 額増加額	資産評価調整 額増加額	(29-A) [平成 23 年度末資産評価調整額]	
資産評価調整 額減少額	資産評価調整 額増加額	－ (平成 22 年度末資産評価調整額) = (25-A) 円	

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
給付債務増加額(減少額)	資産評価調整額減少額	資産評価調整額減少額	<p>(29-A) [平成23年度末資産評価調整額]</p> <p>－ (平成22年度末資産評価調整額) = (負の値の場合はその絶対値) (26-A) 円</p>
	数理債務増加額(減少額)	数理債務増加額(減少額)	<p>・平成22年度末原始数理債務</p> <p>(平成21年度末原始数理債務) × {1 + (予定利率)}</p> <p>+ {(平成22年度標準掛金収入) + (平成22年度受換金)</p> <p>+ (平成22年度政府負担金) + (平成22年度制度間受換金)</p> <p>+ (平成22年度脱退一時金相当額受入金)</p> <p>－ (平成22年度年金給付費) － (平成22年度一時金給付費)</p> <p>－ (平成22年度移換金) － (平成22年度制度間移換金)</p> <p>－ (平成22年度資産管理機関への移換金) － (平成22年度離婚分割移換金)}</p> <p>× $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = (27-ア) 円</p> <p>・平成23年度末原始数理債務</p> <p>(27-ア) [平成22年度末原始数理債務] × {1 + (予定利率)}</p> <p>+ { (13-A) + (13-B) [平成23年度標準掛金収入]</p> <p>+ (14-A) [平成23年度受換金]</p> <p>+ (15-A) [平成23年度制度間受換金]</p> <p>+ (16-A) [平成23年度脱退一時金相当額受入金]</p> <p>+ (17-A) [平成23年度政府負担金]</p> <p>－ (1-A) [平成23年度年金給付費]</p> <p>－ (1-B) [平成23年度一時金給付費]</p> <p>－ (2-A) [平成23年度移換金]</p> <p>－ (3-A) [平成23年度制度間移換金]</p> <p>－ (4-A) [平成23年度資産管理機関への移換金]</p> <p>－ (5-A) [平成23年度離婚分割移換金] }</p> <p>× $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = (27-イ) 円</p> <p>・平成23年度免除保険料収入</p> <p>(平成23年度平均加入員数) × (平均標準給与の額) × (免除保険料率) × 12</p> <p>= (27-ウ) 円</p> <p>(平成23年度平均免除者数) × (免除該当者平均標準給与の額)</p> <p>× (免除保険料率) × 12 = (27-エ) 円</p> <p>(27-ウ) － (27-エ) = (27-オ) 円</p> <p>・平成23年度再加入者等に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(平成22年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る</p>

「写」

科目		算出の考え方
大分類	中分類	
		<p>年金給付等積立金)</p> <p>× (平成 23 年度受換金及び制度間受換金の対象者数) [事業計画書 6. より]</p> <p>÷ (平成 22 年度受換金及び制度間受換金の対象者数) = (27-カ) 円</p> <p>・平成 23 年度代行給付相当額 (政府負担金を除く)</p> <p>(平成 22 年度代行給付相当額 (政府負担金を除く))</p> <p>× (平成 23 年度未受給者数) [事業計画書 4. より]</p> <p>÷ (平成 22 年度未受給者数) = (27-キ) 円</p> <p>・平成 23 年度中途脱退者に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(平成 22 年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金)</p> <p>× (平成 23 年度移換金及び制度間移換金の対象者数) [事業計画書 6. より]</p> <p>÷ (平成 22 年度移換金及び制度間移換金の対象者数) = (27-ク) 円</p> <p>・平成 23 年度離婚分割移換金相当額</p> <p>平成 23 年度においては (5-A) 円とする。 = (27-ケ) 円</p> <p>・平成 22 年度末代行部分過去給付現価</p> <p>(平成 21 年度末代行部分過去給付現価) × {1 + (予定利率)}</p> <p>+ { (平成 22 年度免除保険料収入)</p> <p>+ (平成 22 年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金)</p> <p>- (平成 22 年度代行給付相当額 (政府負担金を除く))</p> <p>- (平成 22 年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金)</p> <p>- (平成 22 年度離婚分割移換金相当額) }</p> <p>× $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = (27-コ) 円</p> <p>・平成 23 年度末代行部分過去給付現価</p> <p>(27-コ) [平成 22 年度末代行部分過去給付現価] × {1 + (予定利率)}</p> <p>+ { (27-オ) [平成 23 年度免除保険料収入]</p> <p>+ (27-カ) [平成 23 年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金]</p> <p>- (27-キ) [平成 23 年度代行給付相当額] (政府負担金を除く)</p> <p>- (27-ク) [平成 23 年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金]</p> <p>- (27-ケ) [平成 23 年度離婚分割移換金相当額] }</p> <p>× $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = (27-サ) 円</p> <p>・平成 22 年度末数理債務</p> <p>(27-ア) [平成 22 年度末原始数理債務]</p> <p>- (27-コ) [平成 22 年度末代行部分過去給付現価] = (27-シ) 円</p>

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
未償却過去勤務債務減少額	最低責任準備金（継続基準）増加額（減少額）	最低責任準備金（継続基準）増加額（減少額）	<p>・平成23年度末数理債務 (27-イ) [平成23年度末原始数理債務] - (27-サ) [平成23年度末代行部分過去給付現価] = (27-ス) 円 (27-ス) [平成23年度末数理債務] - (27-シ) [平成22年度末数理債務] = <u>(27-A) 円</u></p>
		最低責任準備金（継続基準）増加額（減少額）	<p>・平成22年度末最低責任準備金（継続基準） (平成21年度末最低責任準備金（継続基準）) × {1+ (厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率)} + {(平成22年度免除保険料収入) + (平成22年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金) + (平成22年度給付現価負担金) - (平成22年度代行給付相当額（政府負担金を除く）) - (平成22年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金) - (平成22年度離婚分割移換金相当額)} × $\sqrt{1 + (厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率)}$ = (27-セ) 円</p>
		特別掛金収入現価減少額	<p>・平成23年度末最低責任準備金（継続基準） (27-セ) [平成22年度末最低責任準備金（継続基準）] × {1+ (厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率)} + { (27-オ) [平成23年度免除保険料収入] + (17-B) [平成23年度給付現価負担金] + (27-カ) [平成23年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金] - (27-キ) [平成23年度代行給付相当額（政府負担金を除く）] - (27-ク) [平成23年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金] - (27-ケ) [平成23年度離婚分割移換金相当額] } × $\sqrt{1 + (厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率)}$ = (27-ソ) 円 (27-ソ) [平成23年度末最低責任準備金（継続基準）] - (27-セ) [平成22年度末最低責任準備金（継続基準）] = <u>(27-B) 円</u></p>
		特別掛金収入現価減少額	<p>・平成22年度末特別掛金収入現価（評価損償却掛金収入現価を除く） {平成21年度末特別掛金収入現価（評価損償却掛金収入現価を除く）}</p>

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
未償却過去勤務債務増加額	特例掛金等収入現価減少額	評価損償却掛金収入現価減少額	$\times \{1 + (\text{予定利率})\}$ $- \{ \text{平成 22 年度末特別掛金 (評価損償却のための特別掛金を除く)} \}$ $\times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}} = (28\text{-ア}) \text{ 円}$ $\{ \text{平成 23 年度特別掛金 (評価損償却のための特別掛金を除く)} \}$ $\times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}}$ $- (28\text{-ア}) [\text{平成 22 年度末特別掛金収入現価 (評価損償却掛金収入現価を除く)}]$ $\times (\text{予定利率}) = \frac{(28\text{-A}) \text{ 円}}{\quad}$ (マイナスの場合はその絶対値を特別掛金収入現価増加額とする) ・平成 22 年度末評価損償却掛金収入現価 $(\text{平成 21 年度末評価損償却掛金収入現価}) \times \{1 + (\text{予定利率})\}$ $- (\text{平成 22 年度評価損償却のための特別掛金}) \times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}}$ $= (28\text{-イ}) \text{ 円}$ $(\text{平成 23 年度評価損償却のための特別掛金}) \times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}}$ $- (28\text{-イ}) [\text{平成 22 年度末評価損償却掛金収入現価}] \times (\text{予定利率})$ $= \frac{(28\text{-B}) \text{ 円}}{\quad}$ (マイナスの場合はその絶対値を評価損償却掛金収入現価増加額とする)
		特例掛金等収入現価減少額	・平成 22 年度末特例掛金等収入現価 $(\text{平成 21 年度末特例掛金等収入現価}) \times \{1 + (\text{予定利率})\}$ $- (\text{平成 22 年度特例掛金}) \times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}} = (28\text{-ウ}) \text{ 円}$ $(\text{平成 23 年度特例掛金}) \times \sqrt{\{1 + (\text{予定利率})\}}$ $- (28\text{-ウ}) [\text{平成 22 年度末特例掛金等収入現価}] \times (\text{予定利率}) = \frac{(28\text{-C}) \text{ 円}}{\quad}$ (マイナスの場合はその絶対値を特例掛金等収入現価増加額とする)
	特別掛金収入現価増加額	特別掛金収入現価増加額	
		評価損償却掛金収入現価増加額	
	特例掛金等収入現価増加額		

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
資産評価調整額	資産評価調整額	特例掛金等収入現価増加額	
		資産評価調整額	(平成23年度末資産評価調整額 [別紙2の5. 平成23年度末の資産評価調整額より]) = (負の値の場合はそのまま計上) <u>(29-A) 円</u>
未償却過去勤務債務残高	特別掛金収入現価	特別掛金収入現価	(28-ア) [平成22年度末特別掛金収入現価 (評価損償却掛金収入現価を除く)] × {1 + (予定利率)} - (平成23年度特別掛金 (評価損償却のための特別掛金を除く)) × $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = <u>(30-A) 円</u>
		評価損償却掛金収入現価	(28-イ) [平成22年度末評価損償却掛金収入現価] × {1 + (予定利率)} - (平成23年度評価損償却のための特別掛金) × $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = <u>(30-B) 円</u>
給付債務	特例掛金等収入現価	特例掛金等収入現価	(28-ウ) [平成22年度末特例掛金等収入現価] × {1 + (予定利率)} - (平成23年度特例掛金) × $\sqrt{\{1 + (予定利率)\}}$ = <u>(30-C) 円</u>
		数理債務	
基本金	最低責任準備金 (継続基準)	数理債務	(27-ス) = <u>(31-A) 円</u>
		最低責任準備金 (継続基準)	(27-ソ) = <u>(31-B) 円</u>
	別途積立金		
	繰越不足金		
		繰越不足金	

〔別紙 15〕「給付現価負担金の算出について」

1. 平成 22 年度末過去期間代行給付現価の算出

$$\begin{aligned} \text{平成 22 年度末過去期間代行給付現価} &= [\text{平成 21 年度末過去期間代行給付現価}] \times 1.041 \\ &+ \{ [\text{平成 22 年度免除保険料収入}] \\ &+ [\text{平成 22 年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金}] \\ &- [\text{平成 22 年度代行給付相当額}] \\ &- [\text{平成 22 年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額} \\ &\quad \text{及び年金給付等積立金}] \\ &- [\text{平成 22 年度離婚分割移換金相当額}] \} \\ &\times 1.02029 \end{aligned}$$

2. 平成 22 年度末最低責任準備金の算出

$$\begin{aligned} \text{平成 22 年度末最低責任準備金} &= [\text{平成 21 年度末最低責任準備金}] \times 0.9317 \\ &+ \{ (\text{平成 22 年度免除保険料収入}) \\ &+ (\text{平成 22 年度受換金及び制度間受換金のうち代行給付に係る年金給付等積立金}) \\ &+ (\text{平成 22 年度給付現価負担金}) \\ &- (\text{平成 22 年度代行給付相当額 (政府負担金を除く)}) \\ &- (\text{平成 22 年度移換金及び制度間移換金のうち代行給付に係る現価相当額及び年金給付等積立金}) \\ &- (\text{平成 22 年度離婚分割移換金相当額}) \} \times 0.96525 \end{aligned}$$

3. 平成 23 年度給付現価負担金の算出

(1) 平成 22 年度末最低責任準備金が平成 22 年度末過去期間代行給付現価 の 1/2 を下回る場合。((2) の場合を除く)

$$\begin{aligned} \text{平成 23 年度給付現価負担金} &= \{ [\text{平成 22 年度末過去期間代行給付現価}] \times 1/2 - [\text{平成 22 年度末最低責任準備金}] \} \\ &\times 1/5 \end{aligned}$$

(2) 平成 22 年度末最低責任準備金が平成 22 年度末過去期間代行給付現価 の 1/4 を下回る場合。

$$\text{平成 23 年度給付現価負担金} = [\text{平成 22 年度末過去期間代行給付現価}] \times 1/2 - [\text{平成 22 年度末最低責任準備金}]$$

〔別紙2〕 年度末資産額及び元本平均残高

1. 運用機関への掛金等払込割合及び給付費等負担割合

		掛金等払込割合	給付費等負担割合
年金信託		A	a
年金特定信託（投資一任）		B	b
保 険	一般勘定	C	c
	特別勘定	D	d
共 済	一般勘定	E	e
	特別勘定	F	f

(注1) 掛金等払込割合

年金信託 }
年金特定信託 } それぞれの委託割合の合計
(投資一任)

特別勘定 特約を付加している生命保険会社・農業協同組合連合会への委託割合に当該会社の特別勘定への振替割合を乗じた割合の合計

一般勘定 生命保険会社各社・農業協同組合連合会への委託割合の合計から特別勘定への掛金払込割合を控除した割合

(注2) 給付費等負担割合

把握できる直近の時点の資産比率で代用してもよい。

(注3) 掛金等払込割合の合計及び給付費等負担割合の合計は100%となるようにすること。

2. 平成23年度総収入見込額

平成23年度「掛金等収入（大分類）」	①	
平成23年度「受換金（大分類）」	②	
平成23年度「制度間受換金（大分類）」	③	
平成23年度「脱退一時金相当額受入金（大分類）」	④	
平成23年度「負担金（大分類）」	⑤	
平成23年度「特別収入（大分類）」	⑥	
平成23年度「受入金（大分類）」	⑦	
平成22年度「流動資産（大分類）」	⑧	
平成23年度「流動資産（大分類）」	⑨	
平成23年度総収入見込額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧-⑨)		

計「写」

(注1) 平成22年度末時価資産額は決算見込額

(注2) 運用コストとは、固有の信託報酬、固有の保険事務費、固有の共済事務費、投資顧問料、保護預かり手数料及び運用コンサルティング料の合計額のことである。

(注3) 時価ベース利回りとは、過去の実績や金融市場及び投資環境等の動向を勘案し見込んだもの。また、計の欄には元本平均残高の合計と期中時価ベース収益の合計から算出される平均利回りを記入すること。

5. 平成23年度末の資産評価調整額

(金額単位：千円)

		当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期中収支差	①					
期中収支元本平残	②					
期末簿価資産額	③					
期中簿価ベース収益	④					
うちキャピタルゲイン以外	⑤					
期中予定収益 (I = %)	⑥					
基準収益	⑦					
期中時価ベース収益 (時価ベース利回り)	⑧	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
収益差 (= ⑧ - ⑦)	⑨					
同上平滑期間中の平均	⑩					
期末数理的評価資産額	⑪					
期末時価資産額	⑫					
時価との許容乖離幅	⑬					
資産評価調整額	⑭					
運用コストの未払分	⑮					
固定資産の財政運営上の評価額	⑯					

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式 (該当の方式に○、時価と比べて低い方の額を採る場合には△)

時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式 時価方式

イ 時価との許容乖離率 (アで時価方式を採用した場合は0)

(≤ 15%)

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

(≤ 5年)

(注) 4年前から2年前までは実績を、前年度は見込額を、当年度は次によるものを記載する。

①=当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの [2. 平成23年度総収入見込額、3. 平成23年度総支出見込額から]

②= [① / 2]

③= [4. 平成23年度末資産額及び元本平均残高の⑩に予想される評価損益を加算・控除して求める。]

④= [4. 平成23年度末資産額及び元本平均残高の⑦]

⑤=④のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。

⑥= (前期の⑪ - 前期の⑮ + ②) × I (Iは平滑化期間中の時価ベース利回り (⑧の () 内) の単純平均)

⑦=評価損益平滑化方式の場合④、時価移動平均方式の場合⑤、収益差平滑化方式の場合⑥

「写」

⑧= [4. 平成23年度末資産額及び元本平均残高の⑥]

⑧の()内=⑧÷(②+前期の⑫-前期の⑮)×365/期中日数(小数点以下2桁まで記入)

⑪=①+⑦+⑩+⑮+前期の⑪-前期の⑮

⑫= [4. 平成23年度末資産額及び元本平均残高の⑩]

⑬=⑫×時価との許容乖離率

⑭=⑪-⑫(絶対値は⑬を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に△を記入した場合、⑪-⑫が正のときは0とする。)

⑯=⑫+⑭

「写」

科目		算出の考え方		
大分類	中分類	小分類		
代議員会費	会議費		納入告知書送料 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			計 円	
		光熱及び水料	事務室電気料 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
		借料及び損料	事務室借料 1か月当たり (円) ×1.05〔消費税〕 ×12か月 = 円	
			公益負担金 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			パーソナルコンピューターリース料等 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			計 円	
		厚生費	健康診断受診料 円	
		社会保険料負担金	健保 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			ボーナス時 円	
			厚年 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			ボーナス時 円	
			基金 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			ボーナス時 円	
			介護 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			児手 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			雇用・労災 1か月当たり (円) ×12か月 = 円	
			計 円	
			雑役務費	事務室清掃費等 1か月当たり (円) ×12か月 = 円
			会議費	理事会開催 1回当たり (円) × (回) = 円
		事務打ち合わせ費 円		
		計 円		
	代議員旅費	代議員旅費 (円) × (回) = 円		
	代議員会需用費	代議員会消耗品費 (円) × (回) = 円		
		代議員会印刷製本費 (円) × (回) = 円		
		代議員会通信運搬費 見込額 円		
	代議員会会議費	代議員会会議費 (円) × (回) = 円		
業務委託費	業務委託費	業務委託費	指定法人等への業務委託費 円	
			業務委託報酬 円	
			年金資産及び年金債務の将来予測に係る委託費用 円	
			運用実績に係る統計の作成に係る委託費用 円	
			計 円	
コンサルティング料				

「写」

科目		算出の考え方	
大分類	中分類	小分類	
指定年金数理人費	運用コンサルティング料	運用コンサルティング料	運用コンサルティング料 円
	年金財政コンサルティング料	年金財政コンサルティング料	年金財政コンサルティング料 円
	指定年金数理人費	指定年金数理人費	指定年金数理人費 円
機械処理経費	機械処理経費	機械処理経費	(消耗品費)
		プリンターリボン (ラインプリンター用) (円) × (個) = 円	
		ストックフォーム (円) × (箱) = 円	
		宛名ラベル (円) × (ケース) = 円	
		計 円	
		(印刷製本費)	
		算定基礎届 円	
		月額変更届 円	
		資格取得届 円	
		資格喪失届 円	
		法第 128 条届 円	
		納入告知書関係用紙 円	
		加入員証等 円	
		計 円	
		(借料及び損料)	
電算機リース料等 1か月当たり (円) × 12か月 = 円			
(雑役務費)			
算定基礎届入力外注費用 (円) × 12か月 = 円			
磁気ディスク (副本) の外注預託料 1か月当たり (円) × 12か月 = 円			
計 円			
繰入金	年金経理へ繰り入れ	年金経理へ繰り入れ	延滞金のうち年金経理へ繰り入れる額 円
	福祉施設会計へ		

「写」

科目			算出の考え方	
大分類	中分類	小分類		
雑支出	繰入れ	福祉施設会計へ繰入れ	福祉施設実施に要する費用 円	
		基本金へ繰入れ	事務室借料値上げに伴う追加敷金 月当たり増加額(円)×(か月分相当)= 円	
	雑支出	連合会費	企業年金連合会会費 円	
		拠出金	企業年金連合会支払保証事業拠出金 円	
		減価償却費	平成 年度取得(事務机)	(円)×() [償却率] = 円
			" (掲示板)	(円)×() ["] = 円
			" (金庫)	(円)×() ["] = 円
			" (机・椅子)	(円)×() ["] = 円
			" (書棚)	(円)×() ["] = 円
			計	円
地方税	均等割 円			
賃借料	賃借料 円			
公告料	見込額 円			
不納欠損	雑費	振込手数料 円		
		その他見込額 円		
		計 円		
剰余金	不納欠損	見込額 円		
	当年度剰余金	見込額 円		
掛金収入	事務費掛金	男子(円)×(人)×() / 1000×12か月 = 円 女子(円)×(人)×() / 1000×12か月 = 円 計 円		
	延滞金	見込額 円		
雑収入	受取利息及び配当収入	受取利息		
		普通預金(円) [平均残高見込] × (%) [利率見込] = 円 定期預金(円) × (%) [平均利率] = 円		
		計 円		
不足金				

「写」科目

科目		算出の考え方		
大分類	中分類	小分類		
流動資産	当年度不足金	当年度不足金	見込額 円	
	現金	現金	円	
		預貯金	当座預金 見込額 円 (事務費掛金1か月相当額等)	
			普通預金 " 円 (事務費掛金1か月相当額等)	
			定期預金 " 円	
	未収事務費掛金	未収事務費掛金	事務費掛金1か月相当額 円	
		有価証券	電話債券 見込額 円	
	固定資産	建物及び工作物	建物	平成 年度取得 () 円
			工作物	平成 年度取得 () 円
			器具及び備品	金庫 平成 年度取得 円
			机 平成 年度取得 円	
			書庫 平成 年度取得 円	
			掲示板 平成 年度取得 円 (償却済)	
			その他備品 平成 年度取得 円	
権利金・敷金		保証金	事務室保証金 円	
		敷金	事務室敷金 円	
			事務室借料値上に伴う追加敷金 円	
		計 円		
流動負債	車両	乗用自動車 平成 年度取得 円		
	引当金	退職手当引当金	平成 年度引当金 (円) + 平成 年度引当費 (円) = 円	
		減価償却引当金	平成 年度引当金 (円) + 平成 年度引当費 (円) = 円	
	未払業務委託費	未払業務委託費	指定法人等への業務委託費 (円) ÷ 2 = 円	
基本金		業務委託報酬 (円) × () [信託資産の給付費等負担割合] ÷ 2 = 円		
		計 円		
	基本金	固定資産見返基	平成 年度末 (円) + 平成 年度 (円) = 円	

「写」

科目			算出の考え方
大分類	中分類	小分類	
	繰越剰余金	本金 繰越剰余金	平成 年度末繰越剰余金 (円) + 平成 年度剰余金 (円) = 円 (不足金の場合はマイナス表記する)

「写」

予算算出の考え方

(業務経理 福祉施設会計)

科 目			算 出 の 考 え 方
大 分 類	中 分 類	小 分 類	
事務費	需用費	印刷製本費 通信運搬費	福祉施設の実施内容に応じ、記入方法は業務経理業務会計に準じること。
福祉施設費	福祉施設費	施設契約費	〇〇施設年会費 (円) × (口) × 1.05 [消費税] = 円
	福祉給付金	死亡弔慰金	加入員死亡 (加入員期間〇年未満) (円) × (件) = 円 " 死亡 (" 〇年以上) (円) × (件) = 円 計 円
雑支出	雑支出	送金手数料 雑損	見込額 円 見込額 円
掛金収入	福祉施設掛金	福祉施設掛金	業務経理業務会計の事務費掛金の算出内訳に準じること。
施設収入	施設収入	宿泊料	1人当たり (円) × (日) = 円
受入金	業務会計からの受入金	業務会計からの受入金	福祉施設事業実施のため業務会計から受入れた額 円
戻入金	基本金戻入金	基本金戻入金	施設建設資金積立金の一部取崩 円
雑収入	受取利息及び配当収入	受取利息	普通預金 (円) [平均残高見込] × (%) [利率見込] = 円
固定資産	権利金敷金	保証金	〇〇会員権 円
	基本金	固定資産見返基本金	平成 年度末 円
		施設建設積立金	平成 年度末積立金 (円) - 平成 年度戻入金 (見込) (円) = 円